

入 札 説 明 書

この入札説明書は、新潟県はまぐみ小児療育センターが発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の件名及び数量
ボイラー設備等運転管理及び庁舎設備付帯業務 一式
- (2) 調達する役務の仕様その他明細
別紙仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行する場所等
郵便番号 951-8121
新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

2 入札参加者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物環境衛生総合管理業務」に登載されている者であること。
- (4) 本件と同種の業務（ボイラー設備運転管理業務等）を、令和 5 年 1 月 1 日以降、12 か月以上継続した実績を有する者であること。
- (5) 新潟県内に本社（本店）を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (8) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、前条に示した入札参加資格を有することを証明できる書類を提出し、入札日の前日までに説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和8年8月28日（金） 正午（必着）

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（別紙）

イ 庁舎等管理業務入札参加資格の承認通知書の写し
（印鑑証明書の写しを添付すること。）

ウ 業務実績を証明する書類

（業務委託契約書の写し又は委託先が発行した業務実績証明書等）

(3) 提出場所及び問合せ先

〒951-8121 新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地
新潟県はまぐみ小児療育センター会計課
電話 025-266-0153

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 入札参加者は、仕様書及びボイラー設備の運転監視実施要領並びに契約条項等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年9月3日（木） 午後1時30分から

(2) 場所 新潟県はまぐみ小児療育センター 2階 会議室

5 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。ただし、代理人が提出する場合は、委任状を提出し、代理権について確認をうけること。入札書は封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「何月何日入札、（調達する役務の件名）の入札書在中」と朱書すること。

イ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮にも「何月何日入札、（調達する役務の件名）の入札書在中」と朱書して、入札執行日の前日の午後5時までに前記3（3）に提出しなければならない。

(2) 入札書の名義人

入札書の名義人は、本人又は代理人に限る。

(3) 入札書の記載

ア 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ウ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札会場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員、立会職員及び補助職員以外の者は入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理は、入札開始時刻後においては、入札会場に入場することができない。

6 代理入札に関する事項

入札執行日に入札に関する行為を代理人にさせようとする場合は、入札会場で入札執行職員の指示に従い委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

この場合、入札書等には、代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が判別し難い入札

(3) 郵便による入札であって、5 (1) イに定める日時までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によったもの

(4) 同一の入札者が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(5) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札があった場合はその全部の入札

(6) 押印すべき場所に押印のない場合

(7) 脅迫その他不正の行為によってした入札

(8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札

(9) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札、及び入札執行職員の職務執行を妨害

する行為を行った者の入札

8 契約書作成の要否

要

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 契約保証金に関する事項

契約金額を契約月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とし、新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。ただし、最低制限価格未満の入札者は、再度、入札に参加できない。なお、再入札は 1 回とする。
- (2) 初度の入札において無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格審査申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要とする。
- (3) 契約の条項は、別紙委託契約書（案）のとおりとし、契約の相手方による作成は不要とする。

14 契約の停止に関する事項

次の（１）～（２）のいずれかに該当する場合は、契約手続の停止を行うことがある。

- （１）新潟県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合
- （２）契約の相手方が契約書を作成しなかった場合

15 その他必要な事項

- （１）競争加入者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- （２）入札を及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒951-8121 新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター会計課

電話番号 025-266-0153